

行 東京都

発

次

目

○市街地再開発事業の事業計画の変更認可…… …………(都市整備局市街地整備部再開発課)…

公

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新…… …………(生活文化局都民生活部管理法人課)…

○令和二年度危険物取扱者保安講習の実施………

......(東京消防庁)…

○消防法に基づく命令(九件)……………(同)…

告 示

●東京都告示第七百四十二号

ので、 地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可した の九第一項の規定に基づき東京都市計画事業神宮前六丁目 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十条 同条第二項において準用する同法第五十条の八第一 ŋ

令和二年五月十四日

項の規定により、次のように告示する。

東京都知事 小 池 百

1

再開発会社の名称

合子

神六再開発株式会社

 \triangleright

市街地再開発事業の種類及び名称

東京都市計画事業神宮前六丁目地区第一種市街地再開

発事業

三 事業施行期間 平成三十一年二月十五日から令和五年九月三十日まで

施行地区

四

渋谷区神宮前六丁目地内

五. 事務所の所在地

渋谷区神宮前六丁目二十八番四号

六 施行認可の年月日

平成三十一年二月十五日

事業計画の変更の認可の年月日

七

令和二年五月十四日

告

公

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新

について

定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十 年東京都規則第二百四十三号) 同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特 条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、 特定非営利活動促進法 次のとおり公告する。 (平成十年法律第七号) 第五十一 第二十二条の三の規定によ

令和二年五月十四日

東京都知事 小 池 百 合 子

特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン

代表者の氏名

三 主たる事務所の所在地

東京都墨田区亀沢二丁目十二番十一号 P A X 2 1,

三〇一号

四 更新された認定の有効期間

令和元年十二月十九日から令和六年十二月十八日まで

令和2年度危険物取扱者保安講習の実施につ

危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。 消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する

令和2年5月14日

東京都知事

÷

治

旦 令十

講習区分及び受講対象者

 Ξ 講習区分

の危険物施設 号。以下「石災法」という。) に規定する特定事業所 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84

2 受講対象者

する危険物取扱者で受講を希望する者 作業に従事している危険物取扱者又は同事業所に勤務 石災法に規定する特定事業所において危険物の取扱

0 講習の実施日時及び実施場所

 $\widehat{\Box}$ 実施日時

令和2年6月25日 (木曜日) 午後1時から午後5時

₩ ₩

2 実施場所

東京消防庁蒲田消防署 大田区蒲田本町二丁目28番1号

受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所

ယ

 $\widehat{\mathbf{I}}$ 受付期間

曜日)まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東 令和2年5月14日(木曜日)から同年6月17日 (X 2

め切るものとする なお、講習の受講申請者が定員に達した場合は、 京都条例第10号)に定める休日を除く。

受付時間

2

午前9時から午後4時30分まで

3

受付場所

消防分署及び消防出張所

都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署

- 4 問合せ先
- <u>1</u> (電話03-3253-0119) 東京消防庁火災予防 (防火管理) コールセンター
- 2 消防分署及び消防出張所 幣内 (稲城市及び島しょ地域を除く。) の各消防署:
- (3) 東京消防庁予防部防火管理課試驗講習係(電話03-3255-2945)
- Ω. やの街

受講申請書は、各受付場所で配布する。

消防法に基づく命令の公告について

消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)

3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと 第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第

S

命令年月日

令和2年2月28日

おり公告する。

令和2年5月14日

東京消防庁

野方消防署長 三

1

| |

防火対象物の名称 防火対象物の所在地 中野区鷺宮三丁目14番6号

ナック研究所 イム、マイネブルグ、DGHゥ ノイエハイムB棟、グリーネハ

命令を受けた者 福岡

繿

命令事項

令和2年5月19日までに、2の

動火災報知設備を設置すること 防火対象物の共同住宅部分に自

命令年月日

S

令和2年2月19日

消防法に基づく命令の公告について

消防法 (昭和23年法律第186号。以下「法」という。) 同条第

第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、 3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと

おり公告する

令和2年5月14日

東京消防庁

麻布消防署長 ř 原 治 \sqcap

防火対象物の所在地 港区六本木七丁目8 8 亨

- 防火対象物の名称 ミクニ六本木ビル
- 命令を受けた者 代表取締役 ミクニ総業株式会社 尾崎 行隆

ယ 2

防火対象物に屋内消火栓設備を 令和2年6月30日までに、

命令事項

消防法に基づく命令の公告について

第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第 3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)

令和2年5月14日

おり公告する

東京消防庁

中野消防署長 \vdash 戸 誤 溪

防火対象物の所在地 中野区本町二丁目29番13号

防火対象物の名称 パラッツォピエトラ

2

ယ

命令を受けた者 石原 石原 猛 調 恵 小斯

命令事項

石原

4

設置すること。 防火対象物に屋内消火栓設備 令和2年8月31日までに、2の 防火対象物に屋内消火栓設備を

令和2年3月17日

IJ

命令年月日

消防法に基づく命令の公告について

消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)

おり公告する 3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと 第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、 、同条第

令和2年5月14日

東京消防庁

新宿消防署長 M #

防火対象物の所在地 新宿区北新宿四丁目16番12号

防火対象物の名称 新関ビル

| 3 令和2年5月1 | 14日(木曜日) | 東 | 京都 | 公 報 | | | | (第17092号) |
|--|--|---|--|-------------------------|---|--|--|--|
| បា | 4 | υ | 2 | | 3 3 3 3 | · 注 第1' | ຽງ | ω 4 |
| 命令年月日 | 命令事項 | の人が象徴が石物合令を受けた者 | 麻布浴 防火対象物の所在地 防火対象物の名称 | 令和 2 年 5 月14日 東京? | 3 項において準用する法 おり公告する。 | 判防法(昭和23年法律 7条の4第1項の規定 | 命令年月日 | 命令を受けた者命令事項 |
| で 32 (4) 令和 2 年12月31日までに、(4) 令和 2 年12月31日までに、2 の防火対象物に非常コンセント設備を設置すること。 | (1) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物にスプリンクラー設備を設置すること。 (2) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物に放送設備を設置すること。 (3) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物に連結送水管を対象がに連結送水管を対象がに連結送水管 | 日崎 和惠 | 麻布消防署長 江 原 浩 仁 斤在地 港区六本木三丁目3番17号 5称 ソレアード六本木 | 4日 東京消防庁 | 3 項において準用する法第5条第3 項の規定により次のと おり公告する。 | 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。) 第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第 | 令年月日 令和 2 年 3 月23日 | 新企画管理株式会社 代表取締役 新関 貴之 令和2年8月30日までに、2の 防火対象物に屋内消火栓設備を 設置すること。 |
| | | | 4 | | 2 | | 3 項 | — 消 第17 |
| | | | 印 分 人 | 命令を受けた者 | 防火対象物の所在地 防火対象物の名称 | 東京消防庁麻布消防署 | 3項において準用する法第5条第3項のおり公告する。 令和2年5月14日 | 消防法に基づく命令の公告につい 消防法(昭和23年法律第186号。以下 第17条の4第1項の規定により命令を行 |
| 2の防火対象物の12階に連結送水管を技術上の基準に従っ 送水管を技術上の基準に従っ て設置すること。 (5) 令和2年12月31日までに、 2の防火対象物の11階及び12 階に非常コンセント設備を設 | 自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。 (3) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物の11階及び12階に放送設備を技術上の基準に従って設置すること。 (4) 令和2年12月31日までに、 | (2) 令和2年12月31日までに、 2の防火対象物の塔屋部分に | (1) 守和2年12月31日までに、 2の防火対象物の11階及び12 階にスプリンクラー設備を設 置すること。 | 霞町コーポ管理組合法人 理事 小川 恭平 | 港区西麻布三丁目21番20号 霞町コーポ | 東京消防庁 麻布消防署長 江 原 浩 仁 | 第5条第3項の規定により次のと | 命の公告について 第186号。以下「法」という。) こより命令を行ったので、同条第 |
| 5 命令年月日 | | 防火対象物の所在地 防火対象物の名称 | | おり公告する。 令和2年5月14日 | 第17条の4第1項の規定は 3項において準用する法績 | 消防法に基づく命令の公告について消防法(昭和23年法律第186号。以下「 | 5 命令年月日 | |
| 2の防火対象物に自動火災報知設備を設置すること。 知設備を設置すること。 令和2年3月30日 | タウンハヤシI、ホームタウンハヤシ ハヤシ 有限会社ホームタウン計画 代表取締役 林 一夫 (1) 令和2年9月30日までに、2の防火対象物に屋内消火栓 設備を設置すること。 | 江東区亀戸五丁目 9番15号 ホームタウンハヤシ I 、ホーム | 東京消防庁 城東消防署長 金 子 裕一郎 | | 第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと | 消防法に基づく命令の公告について 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。) | るよう適正に維持管理すること。 と。 令和2年3月27日 | 置すること。 (6) 令和2年12月31日までに、 2の防火対象物の12階に屋内 消火栓設備を技術上の基準に 従って設置し、正常に作動す |

| | (第17092号 | 1 ; | | | | | | | | | 東 | 京 | 都 | 公 | ‡ | R | | | | 令和 | 112年 | 5月 | 141 | E (| に曜日 |]) | 4 |
|-------|--|----------------|---------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------|-----------------------|------------------|---------------|------------------|-------------------|----------------------------|---|---------------|------------------|------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------|------------------|---|---------------------------------|-------------------------------|---|-----------------------------|------------------|
| | 東京消防庁 消防総監 安 藤 俊 雄 1 防火対象物の所在地 港区六本木三丁目10番9号 | 令和2年5月14日 | おり公告する。 | 3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと | 第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第 | 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。) | 消防法に基づく命令の公告について | | 5 命令年月日 令和2年4月2日 | | 1 学権を設置すること | (2) 令和2年9月30日までに、 | 設備を設置すること。 | 4 命令事項 (1) 令和2年9月30日までに、 2の防火対象物に屋内消火栓 | けた者林 | | タウンハヤシ Π、ホームタウン ハヤシ | 2 防火対象物の名称 ホームタウンハヤシI、ホーム | 1 防火対象物の所在地 江東区亀戸五丁目9番15号 | 城東消防署長 金 子 裕一郎 | 東京消防庁 | 令和2年5月14日 | おり公告する。 | 3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと | 第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第 | 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。) | 消防法に基づく命令の公告について |
| | | | | | 471 | | | | | | | | | - + | | | | | | | | | | 4 | | ယ | 2 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 前行事項 | >> H | 命令を受けた者 | 防火対象物の名称 |
| | (6) 令和2年6月1日までに、2の防火対象物の自動火災報2の防火対象物の自動火災報知設備が正常に作動するように、技術上の基準に従って改 | するいた。 | を技術上の基準に従って設置 | 一前及び5階南西側物入れ内に自動水災報知診備の感知器 | き場内、5階南側エレベータ | 2の防火対象物の1階ごみ置 | 毎年に完めて設直9617。 (E) 今年9年6日1日またに | 備の送水口に標識を技術上の共派に分します。 | されているスプリンクラー設 | 2の防火対象物の1階に設置 | (4) 令和2年6月1日までに、 | | ドを散水が有効になされるように、技術上の基準に従って | 一設備のスプリンクラーヘッ | 2の防火対象物の4階北側エ | (3) 令和2年6月1日までに、 | の基準に従って設置すること。 | プリンクラーヘッドを技術上 | | 2の防火対 | (2) 令和2年6月1日までに、 | 出入宝信用の呼ぶ、 用のへの るように改修すること。 | されている屋内消火栓設備の 当少数額盟買み - 豊盟でき | (1) 室相と平り月1日までに、2の防火対象物の4階に設置 | で 収 に ない こう ない こう | 岡第一三 | 三徭28ビル |
| Γ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 51 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 命令年月日 | | | | | | | | |
| ŧ (A) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 令和2年4月3日 | って設置すること。 | 口に標識を技術上の基準に従 | 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | (8) 令和2年6月1日までに、 | の基準に従って設置すること。 | 2の50火対象物の4階の東四 の通路に通路誘導灯を技術上 | (7) 令和2年6月1日までに、 | 修すること。 |



行 発

| 電話 ○三(五三二一)一一一(代) | 郵163-8001

定 価